

福祉文教常任委員会協議会 説明資料

令和6年1月24日

- 「大磯町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例」の一部改正について
- 「大磯町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」の一部改正について
- 「大磯町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例」の一部改正について
- 「大磯町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例」の一部改正について

資 料

1. 改正概要	-----	1
2. 改正内容	-----	2
3. 条例施行日（予定）	-----	2
参考資料	-----	3

福 祉 課

1. 改正概要

人口構造や社会経済状況の変化を踏まえ、「地域包括ケアシステムの深化・推進」「自立支援・重度化防止に向けた対応」「良質な介護サービスの効果的な提供に向けた働きやすい職場づくり」「制度の安定性・持続可能性の確保」を基本的な視点として、介護報酬改定が実施されます。

今回の介護報酬改定を受け、次のとおり関係省令が一部改正されることに伴い、本町の関係条例の一部を改正するものです。

関係省令	本町の関係条例
指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準	大磯町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（「以下、介護予防支援基準条例」という。）
指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準	大磯町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（「以下、地域密着型基準条例」という。）
指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準	大磯町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（「以下、地域密着型予防基準条例」という。）
指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準	大磯町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例（「以下、居宅介護支援基準条例」という。）

2. 改正内容

改正内容	本町の関係条例
指定居宅サービス事業者等との連携によるモニタリング	介護予防支援条例 居宅介護支援基準条例
介護予防支援の円滑な実施	介護予防支援条例
「書面掲示」規制の見直し	介護予防支援条例 地域密着型基準条例 地域密着型予防基準条例 居宅介護支援基準条例
身体的拘束等の適正化の推進	介護予防支援条例 地域密着型基準条例 地域密着型予防基準条例 居宅介護支援基準条例
管理者の兼務	地域密着型基準条例 地域密着型予防基準条例
サービス内容の明確化	地域密着型基準条例
生産性向上に先進的に取り組む特定施設に係る人員配置基準の特例的な柔軟化	地域密着型基準条例
協力医療機関との連携体制の構築	地域密着型基準条例 地域密着型予防基準条例
新興感染症発生時等の対応を行う医療機関との連携	地域密着型基準条例 地域密着型予防基準条例
ユニットケアの質の向上のための体制の確保	地域密着型基準条例
介護現場の生産性の向上	地域密着型基準条例 地域密着型予防基準条例
管理者の兼務範囲の明確化	地域密着型基準条例 地域密着型予防基準条例 居宅介護支援基準条例
公正中立性の確保のための取組の見直し	居宅介護支援基準条例
ケアマネジャー1人当たりの取扱件数	居宅介護支援基準条例

3. 条例施行日（予定）

令和6年4月1日

介護事業所の指定に関する条例及び省令		介護サービスの事業内容及び町内指定介護事業所一覧表			
町条例	国基準省令	サービス名	事業内容	町内指定介護事業所名	
大磯町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例 (平成27年1月14日大磯町条例第2号)	指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準 (平成18年厚生労働省令第37号)	介護予防支援	要支援1または要支援2の認定を受けた方が、自宅で介護予防のためのサービスを適切に利用できるよう、ケアプラン(介護予防サービス計画)の作成や、サービス事業所との連絡・調整などを行います。	大磯町東部地域包括支援センター 大磯町西部地域包括支援センター	
大磯町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例 (平成25年3月26日大磯町条例第9号)	指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準 (平成18年 厚生労働省令第34号)	地域密着型介護サービス	定期巡回・随時対応型訪問介護	定期的な巡回や利用者からの連絡によって、訪問して行われる入浴、排泄、食事などの介護や療養生活を支援するための看護、そのほかの日常生活を送るうえで必要となるサービスを提供します。(利用できるのは、居宅で生活を送る、「要介護」と認定された人)	なし
			夜間対応型訪問介護	夜間の定期的な巡回や利用者からの連絡によって、訪問して行われる入浴、排泄、食事などの介護、そのほかの日常生活を送るうえで必要となるサービスを提供します。(利用できるのは、居宅で生活を送る、「要介護」と認定された人)	なし
			認知症対応型通所介護	認知症高齢者が、施設に通所して、入浴、排泄、食事などの介護、機能訓練、そのほかの日常生活を送るうえで必要となるサービスを提供します。(利用できるのは、居宅で生活を送る、「要介護」と認定された人)	デイサービスセンター湘南喜楽園
			小規模多機能型居宅介護	訪問介護、施設通所、施設での短期間宿泊により、入浴、排泄、食事などの介護、そのほかの日常生活を送るうえで必要となるサービスを提供します。(利用できるのは、居宅で生活を送る、「要介護」と認定された人)	りんどうケアヴィレッジ
			地域密着型通所介護	施設に通所し、入浴、排泄、食事などの介護、機能訓練そのほかの日常生活を送るうえで必要となるサービスを提供します。(ただし、利用定員が19名未満のものに限る。利用できるのは、居宅で生活を送る、「要介護」と認定された人)	大磯ケアセンターさざれ石、デイサービスセンター福寿荘、百笑大磯の家、りんどうデイサービスセンター大磯、りんどうでサービスセンター国府、デイサービス百年の杜大磯、デイサービス悠悠苑大磯事業所、デイサービスきんかん大磯
			(療養通所介護)	常時看護師による観察が必要な難病等の重度要介護者またはがん末期患者を対象とした「地域密着型サービス」。療養通所介護計画にもとづき、日常生活上の世話と機能訓練を行います。(利用できるのは、居宅で生活を送る、「要介護」と認定された人)	なし
			認知症対応型共同生活介護	共同生活を送る住居で提供される入浴、排泄、食事などの介護、そのほかの日常生活を送るうえで必要となるサービスなどや機能訓練をいいます。(利用できるのは、認知症で、かつ「要介護」と認定された人)	花物語おいそ りんどうグループホーム グループホーム悠悠苑大磯事業所
			地域密着型特定施設入居者生活介護	「地域密着型特定施設」(※)に入居している利用者に対して、その施設が提供するサービス計画にもとづいて行われる入浴、排泄、食事等の介護、洗濯、掃除等の家事、生活等に関する相談及び助言、日常生活上の世話を行います。	なし
			地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護	地域密着型介護老人福祉施設の入所者を対象として、施設が提供するサービスの内容やサービス計画に基づいて行われる入浴、排泄、食事などの介護、そのほかの日常生活を送るうえで必要となるサービスなどや機能訓練、療養上のサービスを行う入所定員が29人以下の施設です。(要介護3以上が対象)	なし
看護小規模多機能型居宅介護	利用者が可能な限り自立した日常生活を送ることができるよう、利用者の選択に応じて、施設への「通い」を中心として、短期間の「宿泊」や利用者の自宅への「訪問(介護)」に加えて、看護師などによる「訪問(看護)」も組み合わせることで、介護と看護の一体的なサービスの提供を受けることができます。(利用できるのは、居宅で生活を送る、「要介護」と認定された人)	なし			
大磯町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例 (平成25年3月26日大磯町条例第10号)	指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準 (平成18年厚生労働省令第36号)	地域密着型介護サービス	介護予防認知症対応型通所介護	介護予防を目的として、認知症にある人が、施設に通所し、入浴、排泄、食事などの介護、機能訓練、そのほかの日常生活を送るうえで必要となるサービスを提供します。(利用できるのは、居宅で生活を送る、「要支援」と認定された人)	デイサービスセンター湘南喜楽園
			介護予防小規模多機能型居宅介護	介護予防を目的として、訪問介護、施設通所、施設での短期間宿泊により、入浴、排泄、食事などの介護、そのほかの日常生活を送るうえで必要となるサービスを提供します。(利用できるのは、居宅で生活を送る、「要支援」と認定された人)	介護支援事業所りんどう大磯 こすもす大磯 訪問介護ステーション百年の杜大磯 りんどうケアヴィレッジ
			介護予防認知症対応型共同生活介護	介護予防を目的として、共同生活を送る住居で提供される入浴、排泄、食事などの介護、そのほかの日常生活を送るうえで必要となるサービスなどや機能訓練を行います。(利用できるのは、「要支援2」と認定された人)	花物語おいそ りんどうグループホーム グループホーム悠悠苑大磯事業所
大磯町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例 (平成30年3月23日大磯町条例第9号)	指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準 (平成11年厚生省令第38号)	居宅介護支援	在宅の要介護者等が介護サービスを適切に利用できるよう、サービスの種類やその内容、提供者などを定めたサービスの計画(ケアプラン)を作成し、支援する事業所です。所属する介護支援専門員(ケアマネジャー)が、介護に関するさまざまな相談に応じます。	おいそ訪問看護ステーション、介護支援事業所りんどう大磯、介護相談こすもす、あおばと介護相談、大磯町社協ケアプランセンター、くらしの相談ステーションおいそ、ケアプラン笑	